

区長報告第七号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十三年八月十七日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十三年九月十五日

港区長 武井雅昭

記

平成二十二年三月十八日議決を得た工事請負契約（（仮称）芝地区子ども中高生プラザ等保健福祉複合施設新築に伴う電気設備工事）の工期「契約締結の日の翌日から平成二十四年二月二十九日まで」を「契約締結の日の翌日から平成二十四年七月十三日まで」に変更する。